

歯 科 技 工 所 開 設 届

年 月 日

大 阪 府 知 事 様

開設者住所

ふりがな

氏 名 _____

電 話 (_____) _____ - _____

〔 法人の場合は、法人の主たる事務所の
所在地、法人の名称、代表者の職・氏名 〕

下記のとおり歯科技工所を開設しましたので、歯科技工士法第21条及び同法施行規則
第13条の規定により、関係書類を添えてお届けします。

保 健 所 受 付 印

歯 科 技 工 所 の 概 要

1. 開設年月日	年 月 日	
ふりがな 2. 歯科技工所の名称		
3. 開設場所	大阪府 ☎ () -	
4. 開設者が法人の場合、 定款・寄付行為を添付	定款・寄付行為は別添のとおり	
5. 管理者の住所・氏名 (免許証写・履歴書添付)	☎ () -	
6-1. 業務に従事 する者の氏名 ()内に、歯科医師は(歯) 歯科技工士は(技)、その 他の者は(他)と記入 (免許証写添付)	()	()
	()	()
	()	()
	()	()
	()	()
	()	()
	()	()
6-2. 上記のうち、 リモートワークを行う者の 氏名、連絡先、リモートワ ークを行う場所の所在地(5に 記載の住所と同じ場合、□に レ点) (研修受講に関する記録の写しを添 付)	氏名 所在地 研修受講日 年 月 日 □5に同じ ☎ () -	
	氏名 所在地 研修受講日 年 月 日 □5に同じ ☎ () -	
	氏名 所在地 研修受講日 年 月 日 □5に同じ ☎ () -	

<p>7. 周囲の見取図・敷地の面積・平面図、建物の構造概要等</p>	<p>周囲の見取図(第1図)、及び敷地平面図(第2図)を添付 敷地面積 m^2 建物の構造種別：木造・鉄筋(鉄骨)コンクリート造り その他() (地上 階、地下 階部分)</p>		
<p>8. 技工所の面積、平面図</p>	<p>技工所の平面図(第3図)を添付 延床面積：m^2、各階床面積： 階 m^2 階 m^2</p>		
<p>9. 技工所の構造概要(技工所が複数階にわたる場合は、各階別に記載すること)</p>			
<p>① 天井</p>	<p>板張り・コンクリート・吹付・その他()</p>		
<p>② 腰板</p>	<p>板張り・コンクリート・その他()</p>		
<p>③ 床板</p>	<p>板張り・コンクリート・Pタイル張り・その他()</p>		
<p>④ 各室床面積</p>	<p>技工室(場所)</p>	<p>m^2</p>	
	<p>研磨室(場所)</p>	<p>m^2</p>	
	<p>鑄造室(場所)</p>	<p>m^2</p>	
	<p>重合室(場所)</p>	<p>m^2</p>	
	<p>陶材焼成室(場所)</p>	<p>m^2</p>	
	<p>水道・流し台</p>	<p>m^2</p>	
	<p>その他</p>	<p>m^2</p>	
<p>⑤ 水道</p>	<p>蛇口</p>	<p>箇所</p>	
<p>⑥ ガス</p>	<p>都市ガス・プロパンガス</p>	<p>ガス栓</p>	<p>箇所</p>

10. 技工所の設備概要			
①基本的な機器、器具の設置			
(1) 技 工 用 作 業 台	台	(16) サ ン ド ブ ラ ス タ ー	台
(2) 椅 子	脚	(17) レ ジ ン 重 合 器 (槽)	台
(3) 電 気 エ ン ジ ン	台	(18) モ デ ル ト リ ー マ ー	台
(4) 電 気 レ ー ズ	台	(19) 高 周 波 鋳 造 器	台
(5) 真 空 埋 没 器	台	(20) 技 工 用 実 体 顕 微 鏡 (マ イ ク ロ ス コ プ)	台
(6) エ ア ー タ ー ビ ン	台	(21) 電 気 掃 除 機	台
(7) エ ア ー コ ン プ レ ッ サ ー	台	(22) 分 別 ダ ス ト ボ ッ ク ス	台
(8) プ レ ス 機	台	(23) 模 型 整 理 棚	台
(9) 電 気 炉 (ガ ス 炉)	台	(24) 書 籍 棚	台
(10) ガ ス テ ー プ ル (コ ン ロ)		(25) 材 料 保 管 棚 (保 管 庫)	台
(11) 鋳 造 器	台	(26) 薬 品 保 管 庫	個
(12) ポ ー セ レ ン フ ァ ー ネ ス	台	(27) 救 急 箱	個
(13) 電 解 研 磨 器	台	(28) 歯 科 技 工 に 関 す る 書 籍	冊
(14) 鍍 金 装 置	台	(29) 計 測 用 機 器	個
(15) 超 音 波 洗 浄 器	台	(30) そ の 他 ()	台
② 照 明 設 備	照 明		有 ・ 無
③ 手 洗 設 備	手 洗 設 備 ・ 便 所 ・ 更 衣 室		有 ・ 無
④ 防 音 装 置			有 ・ 無
⑤ 防 火 設 備	消 火 器		台
	火 気 ま わ り の 耐 熱 板		有 ・ 無
⑥ 防 塵 設 備 等	作 業 用 吸 塵 装 置		台
	室 内 用 集 塵 装 置		台
	防 湿 装 置		台
	防 虫 装 置		台
	防 鼠 装 置		台

⑦ 換気設備	換気扇	台
	室内空気清浄器	有 ・ 無
	排気筒	有 ・ 無
⑧ 高圧ガスの設置	酸素ボンベ	本
	アセチレンボンベ	本
	*アセチレンボンベを使用する場合は「消防法」により、消防長又は消防署長への届出が必要な場合有り。(圧縮アセチレンガス40キログラム以上を貯蔵している場合)	
	水素ボンベ	本
同上貯蔵施設 高圧ガス貯蔵施設		有 ・ 無
*「高圧ガス保安法」により高圧ガス貯蔵施設は、風通しがよく、火気、引火性、発火性の物から2m以上離れて設置してあること。酸素とアセチレン、水素は区別して置いてあること。		
⑨ 電気メッキ施設	無機シアン化合物による電気メッキ装置	有 ・ 無
	*無機シアン化合物を使用して電気メッキを行う場合は「毒物及び劇物取締法」により保健所に届出が必要	
⑩ 酸処理設備	酸処理設備	有 ・ 無
	廃液処理設備	有 ・ 無
⑪ 排水処理設備	排水管途中の石膏トラップ	有 ・ 無
	浄化槽	有 ・ 無
	中和槽	有 ・ 無
⑫ 毒物及び劇物保管施設	毒物及び劇物保管施設	有 ・ 無
	<ul style="list-style-type: none"> ・「毒物及び劇物取締法」により、盗難、飛散、漏れ、地下浸透等を防止するため、施錠できる堅固な施設で保管することが必要。 ・「医薬用外毒物」、「医薬用外劇物」と表示することが必要 	
⑬ 塵埃又は微生物による汚染を防止する構造・設備	適切な消毒剤が備えられているか。	有 ・ 無
⑭ 清潔性の保持及び整理整頓	衛生的かつ安全に貯蔵、保管する設備があるか。	有 ・ 無
⑮ 「歯科技工録」及び「手順書」の整備	・「歯科技工録」及び「手順書」が整備されているか。	有 ・ 無